明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（農林水産三〇）　二
〔告　示〕
○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件（金融庁四九）　二
○内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する件（同五〇）
○司法書士法第三条第二項第一号の研修の指定（法務一二六）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一二七、一二八）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同一二九）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一三〇）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五五、一五六）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一五七）
○保安林の指定をする件（農林水産九四四～九五五）
○農薬を登録した件（同九五六）
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一二四、一二五）　五
○道路に関する件（中部地方整備局五八、五九）　五
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　山口県　福岡県　静岡市　六
〔官庁報告〕
官庁事項
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
会計検査院共済組合定款の一部変更　二六
関係
会社その他　二九

省　令

○農林水産省令第三十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例一時金の請求に係る書類の送付） **第四条**　存続組合は、特例一時金の決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求見込者」という。）について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、当該請求見込者に対し特例一時金の決定の請求に係る書類を送付することができる。	（特例一時金の請求に係る書類の送付） **第四条**　存続組合は、特例一時金の決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求見込者」という。）について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、当該請求見込者に対し特例一時金の決定の請求に係る書類を送付することができる。

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。